

## ゴム防舷材試験環境証明 - 審査基準 -

一般財団法人 港湾空港総合技術センター  
(令和5年4月1日制定)

### 1. 総則

この基準は、一般財団法人港湾空港総合技術センターが定める「ゴム防舷材試験環境審査・証明実施要領」(以下「実施要領」という。)第8条に基づく試験環境証明のための審査基準を定めるものである。

### 2. 審査内容

審査の内容は、実施要領第4条及び第10条第2項で求める下記の事項とする。

#### 1) 静的圧縮試験設備

標準操作手順書等の操作関連書類

ソフトウェアやハードウェアの仕様や検定関連書類

データ不正防止関連書類

恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性

#### 2) 静的圧縮試験記録

試験記録の管理状況・健全性の検証

#### 3) 物理特性試験

試験機と試験手法のJIS規格適合性

### 3. 審査方法及び判定

審査は、実施要領第5条で求める資料及び第6条に基づく追加資料等により、第4条の審査を実施し、その適合性を確認・判断する。審査では、別表-Aに定める審査事項ごとの審査方法に基づき、おのおのの判断基準をすべて満足していることを確認する。

付則 この審査基準は令和5年4月1日から実施する。